

議案第 7 号

平成 25 年度鳥羽市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 25 年度鳥羽市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 件 数	9,700 件
(2)	年 間 総 配 水 量	4,520 千m ³
(3)	一 日 平 均 配 水 量	12,380 m ³
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業	172,906 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	水道事業収益	1,208,750 千円
第 1 項	営 業 収 益	1,100,431 千円
第 2 項	簡易水道収益	104,050 千円
第 3 項	営 業 外 収 益	4,259 千円
第 4 項	特 別 利 益	10 千円

支 出

第 1 款	水道事業費用	1,084,190 千円
第 1 項	営 業 費 用	924,049 千円
第 2 項	簡易水道費用	112,426 千円
第 3 項	営 業 外 費 用	43,665 千円
第 4 項	特 別 損 失	2,050 千円
第 5 項	予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 249,460 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,054 千円と、過年度分損益勘定留保資金 141,406 千円、減債積立金 100,000 千円で補てんするものとする。」

収 入

第1款	資本的収入	221,550 千円
第1項	企業債	111,400 千円
第2項	分担金	1,539 千円
第3項	負担金	12,800 千円
第4項	国庫補助金	57,185 千円
第5項	他会計補助金	38,626 千円

支 出

第1款	資本的支出	471,010 千円
第1項	建設改良費	181,698 千円
第2項	企業債償還金	289,288 千円
第3項	投 資	24 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道 建設改良事業	千円 18,100	証書借入	年 3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件 による。ただし、企 業財政その他の都 合により繰上償還 又は低利に借り換 えることができる。
簡易水道 建設改良事業	93,300			
合 計	111,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 災害その他避けがたい事故、又は事業量の増加により予定額に不足が生じた場合。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 87,405千円

(2) 交際費 20千円

(他会計からの補助金)

第9条 高料金対策補助及び企業債元利償還金補助等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、48,433千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,690千円と定める。

平成25年 2月28日 提出

鳥羽市長 木田久圭一

